

運営指導等における指導事項（認知症対応型共同生活介護）※介護予防含む

運営指導・監査等において改善指導を行った事項のうち、主なものを表にまとめています。※助言事項のうち、令和7年度から義務化するものや、助言回数が多いものについても記載しています。

指導事項のうち、重大な運営基準違反や加算の要件等を満たしていない場合は、介護報酬の返還の可能性があります。また、不正請求、書類の改ざん・隠蔽、虚偽報告等が認められた場合には、介護報酬の返還に加え、指定取消等の行政処分を行う可能性がありますので、適正な運営を行ってください。

（1）運営規程・重要事項説明書等

	指導時の状況	指導内容（改善指導の趣旨）
1	<p>①重要事項が利用者が見やすい場所に掲示されていなかった。また、ウェブサイトにも重要事項が掲載されていなかった。</p> <p>②運営規程の利用料の記載が「その額の1割を利用者の自己負担額とする。」という記載になっていた。</p> <p>③事業所の職員数や営業時間が運営規程と重要事項説明書で異なる記載になっていた。又は内容が実態に即していなかった。</p> <p>④運営規程において「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がなかった。</p> <p>⑤重要事項説明書において「事故発生時の対応」の記載がなかった。</p> <p>⑥重要事項説明書に、「提供するサービスの第三者評価</p>	<p>①利用者が見やすい場所（入口や相談室等）への掲示、又は冊子などにして閲覧可能な状態で置いてください。</p> <p>また、法人のホームページ等又は県情報公表システムに重要事項を掲載してください。【ウェブサイト掲載は令和7年4月1日に義務化】</p> <p>②「利用者の介護保険負担割合に応じた額」などの表現に改めてください。</p> <p>③運営規程と重要事項説明書を修正し、記載内容を統一してください。</p> <p>※運営規程を変更した際は、変更後10日以内に変更届出を市介護保険課へ届け出てください。</p> <p>④運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載してください。</p> <p>⑤重要事項説明書に「事故発生時の対応」を項目として追記してください。</p> <p>⑥重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」（「実</p>

	の実施状況」「実施の有無」等の記載がなかった。	施の有無」等)を項目として追記してください。
2	①契約書、重要事項説明書等の日付等の記載漏れがあった。 ②契約書、重要事項説明書を署名があったページのみ事業所に保管していた。	①事業者、利用者ともに、日付等は漏れなく記載して保管するとともに、利用者に交付してください。 ②どのような内容について説明、契約したのか分かるように、署名があったページ以外も事業所に保管するようにしてください。

(2) 人員基準等

	指導時の状況	指導内容 (改善指導の趣旨)
1	・届出が必要な職員の変更に際し、変更届出書を提出していなかった。	・変更後10日以内に市介護保険課へ届け出てください。
2	・夜勤時間帯が17時から9時半までと、16時間を超えて設定されていた。	・夜勤時間帯は、午後10時～翌日午前5時を含む連続する16時間で事業所ごとに設定するため、夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として最大16時間で設定し、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保してください。
3	・介護支援専門員の勤務時間が勤務体制表に記載されていない。(時間外で対応しており、その時間が勤務表に反映されていない)	・計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所に1人以上配置が必要ですので、勤務体制表上に計画作成担当者が勤務していることが分かるよう勤務体制表を作成してください。
4	・管理者が不在、または常勤要件を満たしていなかった。 ・介護職員の勤務時間数が不足していた。	・職種ごとに必要な員数を配置してください。 ※必要員数が確保できなくなる場合には、市介護保険課に速やかに報告してください。

5	<ul style="list-style-type: none"> 資格が必要な介護従業者の資格証等が保管されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の資格を確認し、資格証等の写しを適切に保管してください。 ※資格が確認できない場合は、介護報酬の返還となる可能性があります。
6	<p>《人員基準欠如》</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定基準に定められた員数の職員を配置していなかったのに、減算を行っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 減算の算定要件を確認し、適切に算定してください。誤った請求分は、全利用者について遡って報酬差額を返還してください。 人員基準欠如が継続すると、指定が取り消されることに留意し、速やかに適切な人員配置を行ってください。

(3) 運営基準・利用者処遇等

	指導時の状況	指導内容（改善指導の趣旨）
1	<p>《認知症対応型共同生活介護計画》</p> <p>①認知症対応型共同生活介護計画のアセスメントを計画作成担当者が実施しているか不明な状態だった。</p> <p>②認知症対応型共同生活介護計画の作成日や同意・交付日について、記載漏れや記載間違いが確認された。</p> <p>③モニタリングを計画作成担当者が実施しているのか不明な状態だった。</p> <p>④アセスメントが短期目標の更新時に実施されていなかった。</p>	<p>①計画作成担当者が実施していることが分かるよう記録してください。</p> <p>②作成日や同意・交付日を適切に記載するようにしてください。 今後の運営指導において、同様の事例が確認された場合は、介護報酬の返還となる可能性があります。</p> <p>③モニタリングを計画作成担当者が実施したことが分かるよう記録してください。</p> <p>④アセスメントが長期目標の更新時に実施されていたが、短期目標の更新時にもアセスメントを実施し、計画作成に活かしてください</p>

2	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、利用者または家族の同意を得ていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容について利用者または家族に説明し、速やかに文書により同意を得てください。 <p>※介護報酬の返還となる可能性があります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議への報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表してください。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が講じられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発するとともに、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行ってください。 <p>なお、カスタマーハラスメント防止のための取組を講じることが望ましいとされています。</p>
5	<p>①利用者本人の個人情報の取扱いについては同意を得ていたが、利用者の家族の個人情報の取扱いについて家族の同意を文書等で得ていなかった。</p> <p>②職員に対し、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことについて、必要な措置を講じていなかった。</p>	<p>①サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。</p> <p>②従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を漏らさないことについて、雇用時等に取り決めを交わす等の措置を講じてください。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画が策定されていなかった。 ・業務継続計画が策定されていたが、研修と訓練が実施されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の業務再開を図るための業務継続計画（感染症発生時、非常災害発生時の2つ）を策定し、当該計画に従い必要な研修及び訓練を定期的実施してください。 <p>※なお、計画の策定と研修及び訓練の実施は、他サービスとの連携等で行うことも差し支えありませんが、計画は併設施設等と共同ではなく、事業所単独のものを策定してください。</p>

		<p><u>※令和7年4月1日以降に感染症発生時と非常災害発生時の2つの業務継続計画を策定していない場合、減算の適用となります。</u></p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が6月に1回以上開催されていなかった。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が定期的に行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会を設置して6月に1回以上開催するとともに、感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備し、当該指針に基づき研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じてください。 <p>※なお、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施は、他サービスとの連携等で行うことも差し支えありませんが、指針は併設施設等と共同ではなく、事業所単独のものを整備してください。</p> <p>※マニュアルは作成してあるものの、施設全体の考え方の共通化といった項目を記載した指針が整備されていない事例があります。詳しくは「介護現場における感染対策の手引き」参照</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会が定期的に行われていなかった。 ・虐待の防止のための指針が整備されていなかった。 ・虐待の防止のための研修が定期的に行われていなかった。 ・虐待の防止の措置を適切に行うための担当者が置かれていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置して定期的に行い、その結果について従業員に周知徹底を図るとともに、虐待防止の指針を定め、担当者を置き、当該指針に基づき研修を定期的に行うなどの措置を講じてください。 <p>※なお、委員会の開催、研修の実施は、他サービスとの連携等で行うことも差し支えありませんが、指針は併設施設等と共同ではなく、事業所単独のものを整備してください。</p> <p><u>※左記のうちどれか一つでも満たしていない場合は減算の適用となります。</u></p>

(4) 介護報酬等

	指導時の状況	指導内容（改善指導の趣旨）
1	<p>《加算全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定要件を満たしていないまま、介護給付を受けていた。 ・算定要件を満たしていないにも関わらず、取り下げの届出をしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の算定要件を確認し、適切に算定してください。 ・算定要件を満たせなくなった加算については、速やかに取り下げを届け出てください。 ・要件を満たさずに算定していた当該加算については、介護報酬の返還を行ってください。
2	<p>《看取り介護加算》</p> <p>①事業所の年間研修計画に「看取りに関する研修」が計画されていなかった。</p> <p>②看取り介護の計画に同意を得る前から当該加算を算定している事例が確認された。</p>	<p>①当該加算の算定要件である「看取りに関する職員研修」を行ってください。</p> <p>②看取り介護の同意前に算定した当該加算算定分については、介護報酬の返還を行ってください。</p>
3	<p>《初期加算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期加算の算定について、合計で30日を超え算定していることが確認されました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・超過した日数分について、介護報酬の返還を行ってください。
4	<p>《協力医療機関連携加算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者全員について算定されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関連携加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築することを目的とした体制加算であり、入所者全員について算定されます。なお、協力医療機関に対して病歴等の情報を共有することについて同意が得られない入所者であっても、当該入所者の急変時等において協力医療機関による診療等が受けられるよう体制を整えてください。

5	<p>《生産性向上推進体制加算(Ⅱ)》</p> <p>①当該委員会を定期的（3月に1回以上）に実施されておらず、委員会の実施記録が作成されていなかった。</p> <p>②リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等により、認知症対応型共同生活介護とは別のリハビリテーション計画が作成され、3月に1回評価し更新されていたが、認知症対応型共同生活介護計画が3月ごとに作成されていなかった。</p> <p>③生活機能アセスメントの結果に基づき、利用者が日々の暮らしの中で、可能な限り自立して行おうとする行為の内容の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標が不明だった。</p>	<p>①全入居者に対し算定された当該加算について、介護報酬の返還を行ってください。</p> <p>②医師等の助言に基づき、留意事項通知に定められた項目を記載した認知症対応型共同生活介護計画を3月ごとに作成し、当該計画に基づくサービスを提供した上で評価を行い更新してください。</p> <p>なお、本加算は医師等と計画作成担当者が共同して行った生活機能アセスメントに基づき、当該計画に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度生活機能アセスメントを行い当該計画を見直さなければなりませんのでご注意ください。</p> <p>③各月の目標を認知症対応型共同生活介護計画に記載してください。</p>
6	<p>《栄養管理体制加算》</p> <p>・管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導の記録があるものの、従業者がその助言等を受けているのか記録から確認できなかった。</p>	<p>・助言等を受けた従業者名が分かるように記録してください。</p>
7	<p>《口腔衛生管理体制加算》</p> <p>・口腔ケア・マネジメントに係る計画に記載が必要な項目のうち、「当該事業所と歯科医療機関との連携の状況」に関する項目が記載されていなかった。</p>	<p>・口腔ケア・マネジメントに係る計画には、以下の7点の事項を記載してください。</p> <p>①当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ②当該事業所における目標 ③具体的方策 ④留意事項 ⑤当該事業所と歯科医療機関との連携の状況 ⑥歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） ⑦その他必要と思われる事項
8	<p>《口腔・栄養スクリーニング加算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力歯科医療機関の歯科衛生士等によるスクリーニングの記録のみ記録され、従業者による口腔スクリーニング記録が残されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式5-2を参照し、従業者による口腔スクリーニングを実施したことが分かるよう記録してください。
9	<p>《科学的介護推進体制加算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を提出していることが確認できたが、それらの情報を活用し、フィードバック情報等を活用していることが分からなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を活用し、フィードバック情報等を活用していることが分かるようにしてください。
10	<p>《サービス提供体制強化加算(Ⅰ)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち、勤務年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上いることで当該加算を算定していたが、令和4、5年度の割合を算出し、確認していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の年度末に要件となる職員の割合を算出し、算定要件を満たしているか確実に確認するようにしてください。
11	<p>《サービス提供体制強化加算(Ⅱ)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であり、その職員の割合の算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該要件の介護職員とは、介護を直接提供する職員となり、介護従業者として勤務を行う職員を指しますので、介護従事者と兼務している管理

	<p>においては、常勤換算方法により算出した前年度の平均を用いるが、介護職員の常勤換算数に、介護従事者を兼務している管理者や計画作成担当者の管理業務、計画作成業務の勤務時間を含めていた。</p>	<p>者や計画作成担当者は、介護従事者として勤務した時間数のみを用いて介護福祉士の占める割合を算出してください。</p> <p>毎年度の年度末に要件となる職員の割合を算出し、算定要件を満たしているか確実に確認するようにしてください。</p>
12	<p>《サービス提供体制強化加算（Ⅲ）》</p> <p>①看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であることで、当該加算を算定されていたが、算定要件を満たすことについて、前年度の平均を算出して確認していなかった。</p>	<p>①前年度の割合を算定し、改善報告に併せて提出してください。</p> <p>毎年度の年度末に要件となる職員の割合を算出し、算定要件を満たしているか確実に確認するようにしてください。</p>
13	<p>《介護職員等処遇改善課加算(Ⅱ)の算定について》</p> <p>・キャリアパス要件Ⅰの1つとして、介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めなければならないが、当該要件を定めた資料が確認できなかった。</p>	<p>・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、資料を事業所に保管し、事業所の全職員に周知したことが分かるよう記録してください。</p>

(5) その他

	指導時の状況	指導内容（改善指導の趣旨）
1	<p>・利用者の預り金について、同意を利用者家族に口頭で得ていたが、管理規程を定めていなかった。</p>	<p>・管理規定を定め、預り金の管理について文書により同意を得て、預り金を当該規定に基づいて適切に管理してください。</p>